

○平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）を定める件の一部を改正する告示案新旧対照表
（下線部分が変更箇所）

改正案				現行			
一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。				一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。			
使用する無線設備の区別		識別符号の符号長		使用する無線設備の区別		識別符号の符号長	
一〇八（略）		（略）		一〇八（略）		（略）	
九 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第三号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備		(1) 無線設備規則第九条の四第四号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機（以下「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあつては、二九ビット (2) 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあつては、二八ビット		九 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六條第四項第五号に規定するデジタルコードレス電話の無線局（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備		(1) 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九條の八の二に規定するデジタルコードレス電話の親機（以下「デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあつては、二九ビット (2) デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあつては、二八ビット	
九の二 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、無線設備規則第九条の四第三号に規定する時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備		(1) 無線設備規則第四十九條の八の二の二に規定する時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機（以下「時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備		十〇十三（略）		（略）	

コードレス電話の無線局」という。）の無線設備	にあつては、四〇ビット (2) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあつては、三六ビット
九の三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、無線設備規則第九条の四第三号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備	(1) 無線設備規則第四十九条の八の二の三に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（以下「時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあつては、二七ビット (2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあつては、三四ビット
十十三 (略)	(略)

二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
一五 (略)	(略)

二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
一五 (略)	(略)

六 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備		受信機入力電圧が一五九マイクロボルト以下の場合に判定を行う。
六の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備	(1) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備であつて、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波による受信電力が(一)八二デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超える場合に一、八九七・三四四MHz、一、八九九・〇七二MHz及び一、九〇〇・八MHzの周波数の電波の発射を行わないものであること。 (2) (1)以外及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線設備にあつては、受信電力が(一)六二デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。	
六の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備	(1) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の無線設備であつて、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電	

六 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備	受信機入力電圧が一五九マイクロボルト以下の場合に判定を行う。
七〇九 (略)	(略)

七〇九 (略)	話の制御チャネルの電波による受信電力が(一)八三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超える場合に一、八九八・一五MHz及び一、九〇〇・五五MHzの周波数の電波の発射を行わないものであること。ただし、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が発射する電波の送信時間が一秒間に五ミリ秒以内である場合は、この限りでない。 (2) (1)以外及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外の無線設備にあつては、受信電力が(一)六二デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。
---------	---

三・四 (略)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする

1 8 (略)

9 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の

三・四 (略)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする

1 8 (略)

9 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備を使用する自営電

無線設備を使用する自営電気通信設備 10 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備 11 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備 12 P H S の陸上移動局（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する自営電気通信設備 13 （略）	気通信設備 10 P H S の陸上移動局（デジタルコードレス電話の親機を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する自営電気通信設備 11 （略）
---	--